

各府省に改善方策の検討を求める書式等（案）

【内閣府】

- ①. 認可保育所の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書.. 1

【警察庁】

- ②. 車庫証明申請書・理由書..... 2

【総務省】

3. 納税証明書交付申請書..... 3
4. 保険契約照会様式..... 6
5. 給与等照会様式..... 7
6. 個人事業税に係る納税通知書・納付書..... 9
7. 自動車税に係る納税通知書・納付書..... 11
8. 軽自動車税に係る納税通知書・納付書..... 14
9. 法人設立等届出書..... 16
10. 給与支払報告/特別徴収に係る給与所得者異動届出書..... 18
11. 給与支払報告書（総括表）..... 20
12. 特別徴収税額通知書..... 22
13. 特別徴収切替届出書..... 31
14. 不動産取得税に係る納税通知書・納付書..... 33
15. 固定資産税に係る納税通知書・納付書・課税明細書..... 35
16. 都市計画税に係る納税通知書・納付書..... 40
⑯. 自動車税・自動車取得税に係る申告書..... 45
⑯. 事業所税に係る申告書・納付書..... 46
⑯. 法人の都道府県民税・市町村民税に係る申告書・納付書..... 47
⑯. 入札参加資格申請書・添付書類..... 48
㉑. 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書..... 51
㉒. 危険物保安監督者選任・解任届出書..... 52

【厚生労働省】

23. 指定訪問介護事業者の指定の申請書..... 53
24. 指定訪問看護事業者の指定の申請書..... 54
25. 指定通所介護事業者の指定の申請書..... 55
26. 指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書..... 56

27. 指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書	57
28. 麻薬小売業者が行う定期届出書	58
29. 生活保護の決定・実施に係る照会文書	59
30. 卸売販売業の許可の申請書	60
31. 卸売販売業の変更等の申請書	61
32. 高度管理医療機器等卸販売業の許可の申請書	62
33. 高度管理医療機器等卸販売業の変更休廃止等の申請書	63
34. 薬局開設の変更届出書	64
35. 毒物劇物一般販売業の許可の申請書	65
36. 毒物劇物一般販売業の変更等の届出書	66

【農林水産省】

37. 森林経営計画書	67
-------------	----

【国土交通省】

38. 臨時運行許可申請書	68
39. 屋外広告業登録申請書	69
40. 屋外広告業登録変更届出書	71
41. 道路占用許可申請書	73
42. 自費工事許可申請書	74
43. 沿道掘削協議書	75

【環境省】

44. 産業廃棄物処理計画書	76
45. 産業廃棄物処理計画実施状況報告書	77
46. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書	78

※囲み数字の書式等は各府省が提出したリストに無かったもの

改善方策の検討を求める書式等①

所 管 府 省	内閣府 (共管府省 :)
書式等の名称	認可保育所の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書
手続の根拠規定	子ども・子育て支援法附則第6条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	

保育関係の補助金申請等において、申請内容にほぼ違いはないのに、都道府県・市区町村ごとでフォームが相違しており、事務的に個々に確認しながら対応するのは大変であり、本業である保育業務にも支障が生ずるし残業対応になる。

例えば、全国一律公定価格（給付費）請求に係る特定加算部分にあたる「主任保育士専任加算」の申請については、国が上記手続きに関連して下記の条件を設定しています。

「主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善 加算等の職員 配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設」

国が上記のように設定したものを各地方自治体で解釈し、添付エクセルの表のように多岐にわたる様式で事業者に要請します。ワードであったりエクセルであったり、月1回の提出であったり、年1回の提出であったりまちまちみなっています。

申請件数としては、保育所ごとのことで事業者が有する施設数に年間提出回数に連動し、数十、数百になる場合もあります。

もともと保育事業の現場は事務がたくさんある中で、様式が違うため、記入に非常に時間がかかり、時間外労働も発生しております。

また、内容が専門的になってしまうので引継ぎ等も大変であり、人繰りも的確にしつらい。

また、そもそも保育所設営充実の動きも阻害しかねない。

国が統一的なフォームを示す等煩雑さを軽減する工夫が必要不可欠。

なお、この点につき、本年5月に保育所の設置等に関して提言を出した際にも言及済み。

https://jane.or.jp/upload/topic627/topic_1.pdf

(新経済連盟)

改善方策の検討を求める書式等②

所管府省	警察庁 (共管府省 :)
書式等の名称	車庫証明申請書・理由書
手続の根拠規定	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項、第5条 書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担
新車を登録する際には車庫証明が必要となり、警察にその申請を行っている（年間：約15,000台）。	
申請書類については、各都道府県により書式・対応が違うため、登録地別に管理・手配する工数とそれぞれの在庫管理が発生し、業務が煩雑となっている。	
また、車庫証明申請時に申請者住所と使用の本拠の位置に違いがある場合、理由書が必要な都道府県、必要な無い都道府県があり（必要な都道府県、必要な無い都道府県があるだけでなく、各県・県内警察署によっても、対応の差があることから、都度確認が必要）、書式も異なる事から、車両発注時に、その都度、理由書が必要かどうか、確認作業が必要となり、業務が煩雑となっている。	
<p>＜具体的時間＞</p> <ul style="list-style-type: none">・判別・確認作業：台あたり1～2分 ⇒ 15,000台分・在庫管理：月1回10分程度 <p>＜コストメリット＞</p> <ul style="list-style-type: none">・統一書式であれば判別・確認作業は無くなるため375時間の工数減・在庫管理も3ヶ月に1回に短縮 <p>☆人件費を時間当たり2,500円で試算するとコストメリットは約95万円</p>	
(経団連・企業21)	
以下2種類存在している。 ①保管場所の契約者を記載する書式 ②保管場所の契約者を記載しない書式	
警察署（神戸の葺合警察）に届出に伺った際に、書式違い①→②で再提出を指示されるケースあり。 事務所にて再作成、捺印の再手続が必要になる。 購入を急ぐ顧客からクレームを受けるケースあり。	
(経団連・企業8)	

改善方策の検討を求める書式等－3

所管府省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	納税証明書交付申請書
手続の根拠規定	地方税法第20条の10
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
各種「納税証明書」を申請する交付申請書についても、書式・様式が異なるために業務上の支障が生じている。	
県税・市税と証明内容が異なるため統一書式・様式の作成は、不可能と思われるが、なるべく統一化を図り、共通書式・様式の実現化を図って頂きたい。	
また、地方自治体によっては、会社代表者自筆（ゴム印使用不可）の交付申請書提出を求めており、大企業では対応が難しいので、ゴム印使用可として頂きたい。	
【 「納税証明書交付申請」に係る現状について 】	
A. 現状・ファクト	
建設工事及び物品製造販売入札参加資格審査申請における添付証明書として当該手続きを必要とする。	
・北海道地区：北海道、札幌市 合計2件（2017.11.28現在）	
・東北地区：東北6県5市 合計11県市（2017.11.28現在）	
・神奈川県：1団体（かながわ共同）、5自治体（2017.11.28現在）	
・北陸地区：2県2市（石川県、富山県、金沢市、富山市）（2017.11.28現在）	
・関西地区：10件（2017.11.28現在）	
・中国地区：中国5県6市 合計11県市（2017.11.28現在）	
・四国地区：8件（2017.11.28現在 ※合計 52自治体等（未回答分除く）	
尚、上記は今回情報収集ができた地域のみの回答。※以下地域の情報を除く。	
<調査が出来ていない地域>	
東京、千葉、茨城、山梨、埼玉、栃木、群馬、新潟、長野、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	
B. 書式・様式が異なることにより発生する追加的な作業	
・全自治体の交付請求書様式、記入方法が異なるためHPでの確認が必要。また委任状の要否、様式等取り扱いも自治体により異なり都度確認が必要。	
・記載内容や記載方法を自治体ごとに確認が必要。	
・自治体ごとの書式の保存、管理が必要。	
①受領者への委託について、記載内容（生年月日の要否）や様式（別紙委任状の要否）が異なる。	
②請求者の要件について、代表者（社長）のみ可とするところ、受任者（支社長等）で可とするところ、押印のみ受任者で可とするところがあり、押印に関わる社内手続き	

も異なる

③郵送にて請求した場合の、受領者の本人確認書類の要否が異なり、確認等が必要。

・所定様式がP D Fの自治体があり手書きが必要。（手作業による書類の作成）

・不定期での様式変更が行われているため、請求都度様式及び記入方法の確認作業発生。

・交付請求者が委任者のみ、受任者でも可能とバラつきがあり、押印に係る社内手続き事務処理時間も異なる。

・自社で保有のデータベース（会社数値）の再加工が必要

・書式にあわせたチェックが必要。（様式が統一されていないためいちいち個々のチェックが必要

・誤記を避けるため、目視によるダブルチェック／トリプルチェックが必要。

・代表者（社長）直筆の交付請求書を必要とする自治体あり。（ゴム印の使用不可）

※自治体窓口への交渉の結果、直筆が不可である場合、窓口で請求した社員が当社社員である証明を取るため、社内担当部門への電話での確認が必要。連絡先を記入した任意様式での連絡先届出書持参での交付請求要求あり。

自治体窓口担当者談：納税証明書の不正取得被害があり、直筆若しくは前述での確認作業を要する

C. Bにおける具体的なコスト

＜東北地区を管轄する当社支社の場合＞

・期間：7月～翌3月末までの間、1自治体につき概ね3回～4回

原則、証明書有効期限が切れる事なく上記期間内は継続し交付請求

但し、入札参加資格申請への添付として証明書発行日より1ヶ月以内等の条件がある場合には適宜請求。

・作成：1自治体概ね15～20分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

・人員：1人

＜神奈川県を管轄する当社支社の場合＞

・期間：9月～翌2月末まで

原則、証明書有効期限が切れる事なく上記期間内は継続し交付請求

但し、入札参加資格申請への添付として証明書発行日より1ヶ月以内等の条件がある場合には適宜請求。

・作成：1自治体概ね15～20分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

・人員：1人

＜中国地区を管轄する当社支社の場合＞

・期間：6月～翌4月末までの間、1自治体につき概ね3回～4回

入札参加資格審査申請期間中（概ね6月～翌4月　1～3月が多い）

証明書の原本添付指示や証明書発行日の指定を考慮して継続的に申請を繰り返す必要がある。

- ・作成：1自治体概ね15分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

- ・人員：1人（但し、押印者によっては、複数階層のチェックが必要）

D. 書式・様式が統一された場合のメリット

・Cに費やす時間は1自治体概ね20分程度ではあるものの、書式・様式の統一化により1自治体15分程度の時間削減が可能と思われる。

その他

・本来は、指名競争入札参加資格審査申請の様式・添付書類（証明書類の有効期限含め）全体を統一することによって、業務品質向上（誤りの削減）・業務効率向上（自治体側の準備から指名願いの受付・審査までの一連の作業時間短縮、当社をはじめとする提出側の様式作成時間短縮）が図られるものであるという訴えが本論ですので、「納税証明書交付申請」については、書式・様式の違いの氷山の一角（一例）です。

（「指名競争入札参加資格審査申請書」については、ほぼ自治体の数だけ、書式・様式が存在する。）

以上

（経団連・企業29）

改善方策の検討を求める書式等－4

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	保険契約照会様式
手続の根拠規定	地方税法第68条第6項他 (国税徴収法第141条)
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>生命保険会社は、各自治体から、地方税の滞納者に係る資産調査等の目的で、契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）について膨大な量の照会を受けている。</p> <p>現状、照会様式・照会先は統一されておらず、各生命保険会社の支社あるいは本社宛に、紙媒体で郵送された各様の文書を、本社の担当部署に集約した上で処理している。</p> <p>本照会は紙媒体でやり取りを行っているため、受け取った照会文書についてシステム上で機械的に処理することは出来ず、照会文書の目視確認および手入力によって契約の名寄せ等の事務処理を行っている。</p> <p>名寄せ処理を行う場合には、照会文書から、調査対象者の氏名・性別・生年月日・住所等を目視で拾い出したうえで、データを手入力する必要があるが、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大なる非効率が生じている。</p> <p>【手続の年間件数】弊社の場合、2016年度実績は1,056,695件</p>	
(経団連・企業14)	
<p>生命保険会社は、各自治体から、税金滞納者や生活保護申請者に係る資産調査等の目的で、契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）について膨大な量の照会を受けている。</p> <p>※当社では、年間約133万件の照会に対応している。</p> <p>照会様式・照会先は統一されておらず、支社あるいは本社宛に紙媒体で郵送されてくる各様の文書を、本社の担当部署に集約した上で処理している。</p> <p>本照会は紙媒体でやり取りを行っているため、受け取った照会文書についてシステム上で機械的に処理することは出来ず、照会文書を内容確認のうえ各担当部署へ振分け、目視確認および手入力によって契約の名寄せ等の事務処理を行っている。</p> <p>振分け作業では、照会内容についての記載箇所等が不統一なため内容確認に時間を要している。また、名寄せ処理を行う場合には、照会文書から、調査対象者の氏名・性別・生年月日・住所等を目視で拾い出したうえで、データを手入力する必要があるが、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大なる非効率が生じている。</p>	
(経団連・企業7)	

改善方策の検討を求める書式等－5

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	給与等照会様式
手続の根拠規定	地方税法第68条第6項他（※1）（国税徴収法第141条）
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>市区町村毎に様式が違うため、必要項目を確認・調査し個別にハンド（手作業）対応している。様式を統一できれば、ITを用いた自動化・効率化が図れる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業16）</p>	
<p>各市町村・県税事務所から、市税・県税・固定資産税等の税金滞納者に係る給与等の支払状況の照会目的で、在籍の有無・直近の給与情報（3ヶ月分・1年分等、照会期間が異なる）・給与振込口座・扶養人数等、必要記入項目の内容がそれぞれ異なり、企業側に多大な負担となっている。</p> <p>また、日本年金機構から連帯納付義務者である従業員の国民年金保険料等の滞納者に係る給与等の支払状況の照会目的で、直近の給与情報（3ヶ月分）・給与振込口座・家族数（内扶養家族人数）など、提出先によって記載項目・フォームが異なるケースもある。</p> <p>記載項目・フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。</p> <p>マイナンバーの活用により、行政側での情報収集が早期に実現されるよう強くお願ひしたい。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業21）</p>	
<p>書式が定まっていないため、記入欄への情報記入が煩雑で時間が掛かっている。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業1）</p>	
<p>各市区町村から送付される給与等照会様式は、各市区町村により様式が異なり、記入内容も大きく違うため、都度、入力する内容を検索する必要があり、手間と時間を費やしている。様式が統一され、記入内容が統一されれば、システムからの検索条件を固定することができ、時間削減につながると思う。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業19）</p>	
<p>市町村によって回答項目が異なるため、回答にあたって市町村に電話照会が必要となるケースもあり。</p> <p>特に「家族の人数」については、“家族数”“生計を一にする親族の人数”“扶養人数”等、人数の定義がまちまちであり、回答時に苦慮する。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業22）</p>	
<p>地方自治体によって、直近の年末調整における「生命保険料控除申告」の有無および保険会社についての回答を求める書式と求めない書式が存在。</p> <p>「生命保険料控除申告」にかかる証明が必要な場合、自社内のデータベースでは「保険会社名」は通常使用しないため収録しておらず、その都度、「保険料控除申告書」現物を確認のうえ記載する必要があり、非常に手間がかかっている。</p>	

本照会の目的が、税金滞納による給与債権差押のための調査であることをふまえれば、給与債権の差押に直接的に必要のない「生命保険料控除申告」欄は不要と思われるため、書式・様式を統一する際は、「生命保険料控除申告」欄を削除いただきたい。

(経団連・企業30)

自治体により回答項目が異なり、回答書作成に手間がかかる。回答項目も多岐にわたる為、定例化できない。

項目が異なる例は下記の通り。

- ・給与支給額の明細(各種手当等の別)回答の有無
- ・対象とする給与期間
- ・扶養親族回答の有無
- ・年末調整時生命保険料控除回答の有無 など

(経団連・企業8)

従業員等が市区町村税（自動車税や固定資産税など）を滞納している場合に、市区町村から会社宛に給与等の支払い状況の問い合わせが文書で行われることがあるが、フォーマットが任意であり、会社では問い合わせの都度、対象者について調査し、手書きにて書類を作成・提出しているのが現状である。

問い合わせの内容自体は、ほぼ決まっていることから、様式を統一し汎用性をもたせてほしいと考える。

(経団連・企業15)

雇用した従業に対して自治体から、雇用（含む、給与）に関連した照会が当該書式に回答が必要となるが各市区町村により様式が大きく異なります。

(年間で処理する件数：約100件程度)

フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業への対応が容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。

(経団連・企業28)

改善方策の検討を求める書式等－6

所管府省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	個人事業税に係る納税通知書・納付書
手続の根拠規定	地方税法第72条の52
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>1. 営業店での処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 店頭受付 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。 ② 後方事務 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 每営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。 <p>2. 事務センターでの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。 ✓ 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。 ✓ また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。 <p>➤ 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。</p> <p>※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。</p>	

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- ✓ 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属して

いる領収済通知書（以下「済通」）を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

（2）事務センターでの処理

- ✓ 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

（3）指定金融機関での処理

- ✓ 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

➢ 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており（最短で翌営業日）、事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械（ソーター）により処理していることが一般的（但し翌営業日持込の場合は全て手作業）。

➢ 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

➢ なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

（経団連・企業9）

改善方策の検討を求める書式等一7

所管府省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	自動車税に係る納税通知書・納付書
手続の根拠規定	地方税法第151条第2項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
フォームが異なるため、納税額や内訳等の参照に時間がかかる。 その結果、伝送一括処理等、納付の電子化を行う際の弊害となっている。	
(経団連・企業13)	
販売会社所有の社用車・中古車小売在庫・リース車と自動車税納付書を照合するシステムを提供しているが、様式差異によりハンド作業となっている。 (システム利用は、茨城など一部地域のみ) 全国統一様式の電子データが提供頂ければ、販売店作業の効率化が図れる。	
<p>●各都道府県で異なる納付書を統一してほしい</p> <p>現状)</p> <ul style="list-style-type: none">・圧着葉書・バーコード付納付書（封書）・バーコード無し納付書（封書内に郵便振替用紙あり）・封書のみ（封書内に銀行窓口用入金振替書あり、手書き） <p>⇒・バーコード付納付書（封書）に統一していただきたい。</p> <p>全国で一番多いのがこの形式。</p>	
<p>●「自動車税納付に係る窓口」の連絡先を納付書に記載してほしい</p> <p>現状) 各都道府県一様に役所の代表Noの記載のみとなっており 該当の部署に繋がるまでに時間を要する。 (たらい回しにされている)</p>	
<p>毎年5月に自動車税の支払い手続きを行うが、「納税通知書」に記載されている車両情報が自治体毎に異なっている。</p> <p>車両情報が不足していると、弊社所有の社有車か電話確認する工数がかかる。</p> <p>については、①登録番号 ②車台番号の記載は必須として頂きたい。</p>	
(経団連・企業21)	

1. 営業店での処理

① 店頭受付

- ✓ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。

② 後方事務

- ✓ 每営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。

2. 事務センターでの処理

- ✓ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。
- ✓ 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
- ✓ また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。

➤ 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。

※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- ✓ 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属している領収済通知書（以下「済通」）を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

- ✓ 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

- ✓ 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

- 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており（最短で翌営業日）、事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械（ソーター）により処理していることが一般的（但し翌営業日持込の場合は全て手作業）。
 - 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。
 - なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。
- ※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

(経団連・企業9)

改善方策の検討を求める書式等－8

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	軽自動車税に係る納税通知書・納付書
手続の根拠規定	地方税法第446条第2項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>フォームが異なるため、納税額や内訳等の参照に時間がかかる。</p> <p>その結果、伝送一括処理等、納付の電子化を行う際の弊害となっている。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業13)</p>	
<p>販売会社所有の社用車・中古車小売在庫・リース車と自動車税納付書を照合するシステムを提供しているが、様式差異によりハンド作業となっている。</p> <p>(システム利用は、茨城など一部地域のみ)</p> <p>全国統一様式のデータが提供頂ければ、販売店作業の効率化が図れる。</p> <p>原動付自転車のカテゴリーに入る車両のリースアップ後、標識返納(抹消登録)時に申請書の書式が一部の市町村では、独自の書式が使用されているため、登録時に内容の確認をする必要が生じる。</p> <p>又、その市町村から取り付けるため、タイムラグも発生し、入庫から販売までの期間が延びてしまう。</p> <p>全国統一の書式であれば、確認の連絡を入れる手間が省け、書式が届くのを待つ時間も無くなるので、スマートでスピードアップが図れる。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業21)</p>	
<p>1. 営業店での処理</p> <p>① 店頭受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。 <p>② 後方事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 每営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。 <p>2. 事務センターでの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別する 	

- ための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。
- ✓ 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
 - ✓ また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。
- 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。
- ※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

- (1) 営業店での処理
 - ✓ 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属している領収済通知書（以下「済通」）を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。
 - (2) 事務センターでの処理
 - ✓ 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。
 - (3) 指定金融機関での処理
 - ✓ 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。
- 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており（最短で翌営業日）、事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械（ソーター）により処理していることが一般的（但し翌営業日持込の場合は全て手作業）。
- 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。
- なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。
- ※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

（経団連・企業9）

改善方策の検討を求める書式等－9

所 管 府 省	総務省	(共管府省：)
書式等の名称	法人設立等届出書	
手続の根拠規定	条例等	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>法人を設立した場合や異動した場合、税務署に届ける届出書と都道府県及び市町村に届ける届出書と同一の地域にある税務署と都道府県及び市町村の届出書は書式が同一の場合があるが、税務署と同一でない地域では届出書の書類が違う為、該当都道府県及び市町村のホームページからそれぞれダウンロードしなければならないし、ダウンロードする届出の書式を探さなければならない。こういう作業は企業側にとって負担となる。</p> <p>総務省で統一の書式でダウンロードできれば時間の節約にもなる。</p>		
(経団連・企業24)		
<p>自治体ごとに記載内容が異なるため、届出書作成のための情報収集についてマニュアル化が図りづらい。</p> <p>eL-TAXや届出書作成ソフトを利用して全自治体統一の書式で届出を行っている法人も多いと考えられるため、代表者変更や事業目的変更など、事務所が所在する全自治体に届出書を提出する際には、特定の自治体の統一書式を利用し効率化しているのが現状。</p>		
(経団連・企業25)		
<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始にあたって、事業所毎の自治体に設立届の提出が必要となるなど、作成の負担が大きい。同じ内容の届け出であっても、自治体によって申請様式・書式が異なる。 ・同じ代表者変更の届け出であっても、自治体によって申請様式・書式が異なる。一つの変更などの事象について、それぞれの自治体に対して申請が必要で手続きが煩雑。 ・端数処理などの取扱いにおいて自治体に裁量があり、対応が煩雑。 ・手続の簡略化と、書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。 		
(経団連・企業11)		
<p>都道府県、市町村によりフォーマットが異なるため、届出をする都度、個別の書式をインターネットや郵送で取得しており、工数と時間が掛っている。</p> <p>また、フォーマットの違ひだけでなく、項目内容が異なることもあり、何をどのように記載すればいいのか、該当都道府県、市町村の窓口に調査する工数・時間も掛っている。</p>		
(経団連・企業21)		

(設立届出書に異動届も含むものとして回答)

本届出書は、事業所が設置されている全自治体に対して提出の必要がある。自治体により様式が異なり、記載事項も異なるため、事業所数の多い法人では作成に手書き作業とならざるを得ず、かなりの負担を強いられている。

本店所在地の自治体に提出すれば、事業所が設置されている全自治体に通知されるという仕組みをぜひ検討頂きたい。

全自治体に提出するとした場合でも、様式の統一により、提出先を変更するだけで内容の流用が可能となるため、一定の負担軽減につながる。

(経団連・企業26)

法人の設立にあたっては「税務署」、「都道府県」、「市区町村」に届出書類の提出が必要であるが、地方自治体によっては様式が異なっており、電子媒体上での入力、手書き問わず事務手続きに係る負担感が大きい。特に、法人立ち上げ当初は事業そのものの準備に関して時間を要するため、法人設立届出書の作成のみならず、提出先も含め事務手続きを簡素化して欲しいとの声がある。

作成に関する対応策としては、東京都が導入している「複写式」の「国税局」、「東京都」、「市区町村」統一様式が、1度の記入で終えることが可能であるため好ましい。

(商工会連合会)

技術革新が激しい昨今、機動的に、法人設立を行って一刻も早くサービスインすることは非常に重要であるが、国税、県税、市町村税で様式が異なり特に創業期には人手に対して煩雑でありそれがかなわない。

また、事業展開や環境変化に応じて機動的に本店変更、事務所や支店等を設置することが事業の生死を決めるが、その手続きに手間をとられ、本業の遂行が妨げられる。

このようなことは、日本をビジネスしやすい国にするという成長戦略とは逆行している。

(新経連)

改善方策の検討を求める書式等－10

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	給与支払報告/特別徴収に係る給与所得者異動届出書
手続の根拠規定	地方税法第317条の6第2項、第321条の5第3項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>異動届が市町村によって書式が異なる為に、該当する市町村のホームページから書式をダウンロードし、住所を確認して送付しなければならない。</p> <p>書式が同じなら、会社の在庫分で貯える可能性が高い為、その分企業側の負担となる。</p> <p>総務省のホームページで統一のがダウンロードできれば、作業の効率が上がる。</p> <p>(経団連・企業24)</p>	
<p>かつては、自治体ごとに異なる様式に対応していたが、現在は、どの自治体に提出する届出書も、一定のひな形を準備し使用し問題なく手続きができている。ただし、特定の自治体にこの方法について了解を得ている訳ではないため、全国の自治体で書式・提出方法を統一していただけないとありがたい。</p> <p>(経団連・企業25)</p>	
<p>市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。</p> <p>(経団連・企業16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙のサイズが統一されていないのでファイリングしにくく、検索が煩雑 ・書式が定まっていないため、見にくい。 <p>(経団連・企業1)</p>	
<p>従業員の異動（入社・退職など）の際、各市区町村へ提出する「給与支払報告書/特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、様式が定められているものの、各市区町村により、用紙の大きさ・レイアウト等に微妙に差異が見られる。</p> <p>各市区町村が定めているフォーマットに全て従うと、手書きによる作成しかなく、従業員を多く抱える事業場（特別徴収義務者）にとっては、事務処理が煩雑になることは言うまでもない。</p> <p>ただし現状では、会社の給与システムから出力される「給与支払報告書/特別徴収に係る給与所得者異動届出書」により提出・届出しても、受理されなかったり、再提出を求められたことはなく、特に不便な点はない。</p> <p>また、「紙」による届出から、e-LTaxやe-Govなどを使用した電子申請を導入されることを期待している。</p> <p>(経団連・企業15)</p>	

各市町村毎に記載する項目が異なっている、そのため会社から提出する際の様式は独自（全社共通レイアウト）の書式を利用している。

記載項目等統一いただければ、市区町村HPなどから取得することも可能となるため利用しやすくなる。

(経団連・企業18)

自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。項目を満たせば受理してくれるため、自治体の書式を使わず、必要事項を網羅した当社の雛型を作成し使用している。

(経団連・企業8)

総件数は少ないものの、様式・サイズもバラバラであり手記入が必要となる。電子フォーマット等による様式の統一化を図って頂けると、業務効率化できる。

(経団連・企業29)

住民税に関し、「異動届」の書式ならびにそれに伴う事務の流れが、市区町村により異なり、事務の停滞や再作成等の負担が恒常に発生している。書式や事務フローを国主導で統一していただきたい。

(同友会)

①給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラでありA4、B4といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。

②処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。

③給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方知事体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかっている。

④従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、

①サイズ・様式の統一化

②手続きの電子化

をご検討願いたい。

(商工会連合会)

改善方策の検討を求める書式等-11

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	給与支払報告書（総括表）
手続の根拠規定	地方税法第317条の6 第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>給与支払報告書（総括表）が各区市町村から送付されますが、封書に入って送付してくれる区市町村もあればハガキ形式で送付してくれる区市町村もあり大きさも色々あるため整理が煩雑である。</p> <p>また、返信用の封筒を入れてくる区市町村もあれば、入れてこない区市町村もあるので、入れてこない場合は封筒を用意し、宛先の住所等を調べなければならないので、企業側の負担は大きい。</p> <p>昨年提出した給与支払報告書（総括表）を今回送付してくるとき全て印字してしている区市町村もあれば、全く印字してこない区市町村もあるため、印字してこない場合は全て企業側で書かなければならぬので、企業側では大きな負担となる。</p>	
全ての様式や内容が統一されれば、処理作業の時間の短縮が図れる。	
(経団連・企業24)	
<p>市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。</p>	
(経団連・企業16)	
<p>弊社では各自治体への給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出は、全従業員分を本社で一括してeLtaxを活用して電送しており、電送するデータは弊社給与計算システムから全自治体共通の項目で作成している。</p>	
<p>1) 総括表：各自治体で書式が異なっていても記載項目は共通のため、特段支障はない。</p> <p>2) 個人別明細書：普通徴収への切替理由を摘要欄に略号で記載するように各自治体から依頼されているが、略号が自治体間で統一されていないためシステムで一括した対応ができない。（例：退職による普通徴収切替を、自治体によって「普A」「普F」などとされたり、あるいはアルファベットでなく数字（「普1」など）を採用している自治体もあり用語が統一されていない。）</p>	
<p>なお、弊社の普通徴収切替理由は乙欄該当者および退職者のみのため、個人別明細書の乙欄または退職日欄に明記することで摘要欄への略号記載は不要としていただいているが、各自治体への個別の確認には相当の時間を要している。</p>	
<p>また仮に、乙欄該当者または退職者以外の理由が発生した場合、システムでは自治体</p>	

毎の対応が困難なため、eLTaxが活用できず、手書きでの作成・提出となることが予想される。従って、企業側の負担を軽減するためには給与支払報告書の記載項目・略号は全自治体で統一すべきと考える。

(経団連・企業20)

自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。自治体の書式を使わず、電子申請(eL-Tax)を使用している。

eL-Taxは現在使用しているシステムとの制限が多く、はじかれてしまうことが多く、不便。また一度に送れるデータ数も少なく時間がかかる。

(経団連・企業8)

自治体毎に様式が異なっている。年1回とはいえ、処理する量が多く、記入・仕分け等に手間がかかり、作業効率が良くない。電子フォーマット等による統一化を図って頂きたい。

(経団連・企業29)

年末調整後に市区町村に提出する給与支払報告書(総括表)の書式が市町村ごとに異なっているため、システム化が難しい。

(同友会)

①給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラでありA4、B4といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。

②処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。

③給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方知事毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかる。

④従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、

- ①サイズ・様式の統一化
 - ②手続きの電子化
- をご検討願いたい。

(商工会連合会)

改善方策の検討を求める書式等－12

所 管 府 省	総務省	(共管府省 :)
書式等の名称	特別徴収税額通知書	
手続の根拠規定	地方税法第321条の4第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>各自治体で様式が異なるため、特別徴収税額通知（徴収義務者用）の保管管理がしづらく、データでの通知も統一されていないため登録作業に時間を要する。また、納税義務者に配布する際にも膨大で仕分けに時間がかかる。</p> <p>特に、個人番号の記載については自治体によって方針が異なるため、個人番号取扱い事務担当者として扱いに苦慮しており、通知書の書式・様式、個人番号の記載について早急な統一化を希望する。</p>		
(経団連・企業2)		
<p>各区市町村から送付してくる通知書の大きさがバラバラのために整理するのが煩雑であり、また個人に渡すための処理にも時間がかかる。</p> <p>各区市町村から送付してくる通知書で納税額がマスキングしているのもあればしていないものもあるため、チェックに時間がかかり、企業側の負担が大きい。</p> <p>どちらかに統一されればチェックの時間が短縮出来る。</p>		
(経団連・企業24)		
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員配布用について <p>従業員ごとに封入作業を行い配布しているが、通知書の形・大きさが異なるため封入作業に手間がかかる。</p> <p>所得額・税額部分に目隠しシールが貼付されているタイプのものが増えたが、むき出しの状態の通知書もあるため改善して欲しい。封入作業を他に依頼したくても個人情報が見えている状態だと、人事部門内で行うしかなくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者用について <p>給与システムへ各従業員の特別徴収税額を取り込むためのデータ化がしづらく形・大きさが異なるため、ファイリングによる保管も手間である。</p>		
(書式・様式が異なることに由来する支障ではないが…)		
<p>eL-TAXを通じて特別徴収税額通知をデータで受領できるようだが、給与支払報告書の提出作業の際、マイナンバーが関連することとなったため、当社ではeL-TAXが使用できるPC端末が限定されており、使い勝手が悪くせっかくデータで特別徴収税額の一覧を受領できても、有効な使い方ができない。</p>		
(経団連・企業25)		

弊社では給与支払報告書を従業員の所在する全市区町村に対し電子申請している。結果が電子データで返却される市区町村もあれば、複数にデータが分かれたり、まったくデータ送付の無い市区町村がある。

よって、市区町村から送付される税額通知書を利用しているが、用紙サイズもバラバラで、かつ各市区町村から細かい指示のついた封書で送付され、個人配布用の用紙についても市区町村ごとに異なっている。

これらを各企業で給与システムのためにデータ化し、バラバラのサイズの税額通知書をファイルに綴じて保管しており、事務負荷が大きい。

(経団連・企業4)

当社では全国各地に大量の従業員が勤務していることから、毎年5月頃に約1,350の市町村から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしている。

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の様式の統一により、当社の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また、各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）についても、様式が異なっているため、納税義務者に配布する際の仕分け、梱包、配送に手間がかかる。

(経団連・企業13)

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、様式が異なっている（地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負荷は大きい。

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の様式の統一により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また、各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）についても、様式が異なっているため、納税義務者に配布する際の仕分けに手間がかかる。

特に、本人へ渡す通知書は全国から郵送されてくる書式のばらばらなものを、切り分け、仕分けし、封入し、全国の拠点へ郵送し・・・と非常に煩雑で時間と費用がかかるため、書式の統一もさることながら、統一形式のデータで受領したあと、当社サイトのWEB上でお知らせ、または当社作成書式の用紙に印刷して配付、が可能になることを希望します。

(経団連・企業5)

市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。

(経団連・企業16)

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、様式が異なっている（地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を確認し、毎月、納税義務者から徴収した住民税を納期限までに納税している。しかしながら、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に多くの従業員が勤務し、定期的に転勤を行っている民間事業者の負荷は大きい。

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の様式の統一・電子化により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また、各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）についても、様式が異なるため、民間事業者は、個人情報保護のため個別封筒への封入、配付時点での部署コード等印字、勤務地・所属別仕分け等に費用・工数をかけて対応している。サイズ・密封式での書式統一を図るとともに、封入不用となる様、通知書表面への印字項目を制限していただきたい。（例：課税地住所）

この通知手段として、電子データの選択肢があるが、工場等での生産従事者、出向者なども考慮すると、特別徴収義務者から納税義務者用への通知については、インフラ整備等に投資・時間が必要となる。引き続き、納税義務者への通知は紙での交付をお願いしたい。

将来的にはマイナポータルを利用し、事業主を介さず、直接納税義務者がデータを取得できるようにして頂きたい。

(経団連・企業21)

各市町村から送付される特別徴収税額通知は様式が統一されておらず、弊社のように全国に事業展開している会社にとって負荷が大きい。

用紙サイズもバラつきがあり、保管の点からも統一が望ましい。

また、市町村によってはマイナンバーの印字記載がされているが、実務上不要であるため、セキュリティ管理の観点からも記載しない方向で統一していただけすると幸いです。

(経団連・企業17)

会社（特別徴収義務者）に属している役職員（納税義務者）について、前1年間の給与支払状況について各市区町村に提出した「給与支払報告書（総括表）」等に基づき、翌年度（6月～翌年5月分）の都道府県民税・市区町村民税の特別徴収額の決定通知書が各市区町村より会社（特別徴収義務者）用と役職員（納税義務者）用それぞれ郵送されてくる。

この特別徴収税額通知は、様式が定められているものの、各市区町村により、用紙の大きさ・レイアウト・目隠しシールの有無等、差異が見られる。

特別徴収義務者用は、ここに記載されている金額を1件毎に給与システムに登録しなければならず、かつ、この書類を保管しておかなければならぬため、用紙の大きさやフォーマットについては、統一していただきたいと考える。

なお、特別徴収義務者用にのみ現在個人番号「マイナンバー」が記載されているが、会社ではここに記載されているマイナンバーを利用する事ではなく、かつマイナンバーが記載されていることで、書類の取り扱い・保管が厳重となり、事務処理が煩雑となってしまう。また、各市区町村から送付されてくる際、普通郵便で郵送されて場合も多く、安全性にも不安があるといわざるを得ない。

したがって、「マイナンバー」の記載は是非とも取りやめていただきたい。

また、「紙」による通知から、e-LTaxやe-Govなどを使用した電子データ（CSV形式等）による送信を導入されることを期待している。

（経団連・企業15）

・各市区町村より送付される控えの大きさ、パンチ穴の位置が異なっており、ファイル保存に手間がかかるため全ての市区町村レイアウトを統一して欲しい。

・特別徴収義務者用に個人番号の記載が有る。（※市区町村によって異なる）

書類管理リスクが高まるため、特別徴収義務者用も個人番号の記載は無しとして欲しい。

※市区町村によって、記載されているもの、無いもの、番号の一部のみ表示されているものと違いがある。

・納税義務者用の書式や大きさが異なり、仕分け等において扱い辛く作業効率が悪い要因となっている。

（経団連・企業18）

弊社では各自治体からの特別徴収税額通知は、全16事業場の従業員分を本社において書面（郵送）で受領しており、各従業員へは各事業場の担当部署経由で配付している。

各従業員に配付する個人宛税額通知の書式が自治体で統一されておらず、自治体によっては給与額・税額が表面に記載されているため、配付時に他者から見えないよう封入や保護シール貼付などの対応が必要であり、作業に多くの時間を要している。

自治体によっては圧着式や保護シール付きの書式を採用されているケースもあり、全自治体がこのような書式に統一して頂ければ、企業側の負荷は軽減される。

（経団連・企業20）

各市区町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）には、各市区町村別に様式が異なっており、内容の解読とシステムへの情報登録に多大な手間と時間を費やしている。

また、各市区町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）についても、各市区町村別に様式が異なっているため、納税義務者に配布する際の仕分けに多大な手間と時間を費やしている。

（経団連・企業19）

現在、通知は全て紙媒体となっている。

この通知については各自治体から送付されたものを本人に渡すだけであるが、数千名もの社員がいる大企業では、多数の自治体から郵送されるものを整理するだけでも時間が掛かっており、かつ自治体から郵送される通知書は書式が統一されていなく、個人別に封入するにも負担が掛かっている。

総合すると、特別徴収税額通知の処理そのものが大変な負荷になっている。

せっかく eL-taxという共通システムがあるのだから、当該通知は紙媒体での送付から電子化に切り替え、各人別の通知ファイル（全国統一フォーマット）を eL-tax経由で配信し、①それを社内システム経由で渡すことができるようとする、②eL-taxにて専用ビューアーを提供してそのファイルを読み込んで印刷できるようにする、等の対応をして現場の負荷軽減策を図るべきである。

マイナンバーポータルにて情報提供するという案も考えられるが、マイナンバーカードの普及率向上がネックになるため、eL-taxの更なる活用が有効だと思われる。

（会社から各自治体に提出する給与支払報告書は eL-taxにてデータ提供ができているので、その逆もまた可能である）

あと現状の通知書にマイナンバーの記載がある自治体とない自治体が混在しているため、記載しないように統一してもらいたい。

（セキュリティ上の観点から）

（経団連・企業23）

■特別徴収義務者用

特別徴収義務者用の用紙をもとにシステム反映させるための登録処理を行っているが、市町村によって様式・記入箇所等が異なることで対応が煩雑となっている

■納税義務者用

個人情報が印字されているにもかかわらずシーラー化されていない市町村もあるため、専用の封筒を作成し封入処理を行っている。

またシーラーしていても個人情報全てが隠れていない市町村もあるため、結局封筒封入処理が必要となる場合がある。

特別徴収税額通知は遅い市町村では5月中旬ごろまで到着しない場合もある中、6月給与支払までに本人へ送付する必要があるため、短期間での発送作業がかなりの事務負荷となっている。

(経団連・企業22)

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、様式が異なっている（地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）を個人別に切り離し配布可能な形に準備している。しかしながら、特別徴収税額通知（納税義務者用）の様式が各市町村において統一されていないため、配布準備作業に相応の手間と時間を費やしており、民間事業者にとって負荷となっている。住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）の様式の統一により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（現在の弊社の対応工数は140H、費用70万円／年）

なお、以下の対応が実施できれば、更に事業者の負荷軽減が可能と考える。

- 1) 事業者所在地市区町村などから、特別徴収義務者に納税義務者分を纏めて提供する
(事業者対応工数70H、費用35万円／年)
- 2) 納税義務者毎に1件1枚の通知書の形式を適用する
(事業者対応工数50H、費用25万円／年)
- 3) 納税義務者用通知は市区町村から直接送付する
(事業者対応工数 0 H)
- 4) 納税義務者はマイナンバーを活用した照会を可能とし、通知書の配布は廃止する
(事業者対応工数 0 H)

※各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）はある程度統一が図られている。

(経団連・企業26)

特別徴収税額通知については、納税義務者である本人用および特別徴収義務者である事業者用の2種類がある。特別徴収義務者である事業者は、前者について本人に配布のうえ、後者について、徴収・納付手続のため自社でシステム処理を行う必要がある。

上記のところ、それぞれについて、以下のとおり自治体ごとに様式等が異なり、事業遂行に多大な負担が生じている状況があるため、統一いただきたい。

①本人用通知

○個人ごとに切り分けのうえ送付してくる自治体と、事業者にて切り分け作業が必要な自治体が存在する

○シーラー化されている自治体とされていない自治体が存在する

⇒本人宛に税額通知を配布する際、仕分けに手間がかかる（個人情報保護の観点から、シーラー化を希望）

②事業者用通知

○通知の大きさが自治体により異なる

⇒会社保管が煩雑でスペースをとる

<例>A3・B4・A4サイズ

○データ入力に必要な項目の記載の仕方が自治体により異なる

⇒データ入力（穿孔）を外注するにあたって、目視チェックにてフォームを整備・個別の指示を行う必要がある

<例>

・「指定番号」が個人単位で表示されていない

・「指定番号」が、使用が推奨されているeLTAXが対応していない「カタカナ表示」で指定されている場合があり、eLTAXデータ作成時に「指定番号」欄を空欄としている

・市区町村コードについて、欄外に個別の指示がある

・受給者番号欄の表示が統一されていない（「-」がない、桁数が足りずに途中で切れてしまう等）

・税額「0円」のケース（特別徴収で非課税の職員等のケース）において、

ー表示が統一されていない（「空欄」、「*」、「非課税」）

ー税額決定通知でなく非課税者一覧で送付され、データ入力用フォームへの個別転記が必要となる場合がある

ーそもそも税額決定通知が送付されず、通知もれなのか非課税なのかを都度確認する必要がある場合がある

○通知上に、マイナンバーを記載する自治体がある

⇒施錠可能なロッカー等、保管場所の確保が困難であるため、マイナンバーを記載しないことで統一いただきたい

また、様式等以外にも、自治体ごとに取扱いが異なる点があり、事業遂行に負担が生じているため、統一いただきたい。

①本人用通知

○退職した職員の「税額変更通知（本人用）」を「税額変更通知（特別徴収義務者用）」とあわせて会社（特別徴収義務者）あて送付してくる自治体がある

⇒退職した職員本人あてには、別途自治体より納付書が送付されるため、会社あて送付された「税額変更通知（本人用）」は、会社で破棄している。したがって、会社あて送付するのは、「会社用（特別徴収義務者用）」だけにしていただきたい。

②事業者用通知

○「税額変更通知（特別徴収義務者用）」の備考欄に変更理由が印字されているケースと、印字されていないケースがある

⇒有用な情報なため、書式・様式を統一する際には、変更理由を印字する方式に統一

ただきたい。

(経団連・企業30)

自治体により書式も用紙のサイズ(A3・B4等)も異なるので不便。
電子データでも対応はしてくれるようだが現状あまり活用できておらず、あまりにも手間がかかるため、外注している。保管(ファイリング)もしづらい。

(経団連・企業8)

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、
様式が異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知
(特別徴収義務者用)を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、特別徴収
税額通知(特別徴収義務者用)の様式が各市町村において統一されていないため、内容
の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地
に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負荷は大きい。

住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式の統一により、事業者の事務
負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また、各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)について
も、様式が異なっているため、納税義務者に配布する際の仕分けに手間がかかる。

自治体毎に様式が異なっている。年1回とはいえ、処理する量が多く、記入・仕分け等
に手間がかかり、作業効率が良くない。ファイル後、異動届出書作成時等に検索するに
も用紙サイズがバラバラの為、効率が悪くなる。様式・サイズの統一化を図って頂きたい。

様式・サイズを統一して頂きたいことに加え、予め各自治体にて個人情報となる課税
計算欄等を(圧着シール等で)「封緘」した形で送付頂けると、作業効率UPにつながる。

(経団連・企業29)

雇用した従業に対して自治体から、特別徴収税額通知を受領し、給与算出時に
入力が必要となります。

記載項目は各市区町村ともほぼ同じですが、レイアウト等は異なります。

フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業への対応が容易となり、企業側の
負担を大きく削減できる。

・年間で処理する件数:(1)決定通知:約27,000件/年、(2)変更通知:約600件
/年の内、電子データ(CD等)で送付されない(紙ベースでの送付)自治体からにつ
いては、手入力が必要となる。

(経団連・企業28)

・市区町村で書式(形態・大きさ等)が異なり、社内での仕分・発送準備にかなりの
時間を要している。交付までの時間的制約もあり、負担が大きい。書式の統一あるいは
市区町村から納税義務者へ直送願いたい。

・マイナポータルに掲示する等により、事業主の義務である通知書の配付を廃止して

いいただきたい。廃止が困難な場合は、せめて様式（大きさ、表示内容）の統一を図っていただきたい。

(同友会)

①給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラでありA4、B4といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。

②処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。

③給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方知事体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかっている。

④従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、

- ①サイズ・様式の統一化
 - ②手続きの電子化
- をご検討願いたい。

(商工会連合会)

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることが多い。

(新経連)

改善方策の検討を求める書式等－13

所 管 府 省	総務省	(共管府省：)
書式等の名称	特別徴収切替届出書	
手続の根拠規定	地方税法第321条の4 第5項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>各自治体で書式の名称や記載項目が異なる。届出の際に納税義務者本人の捺印や、添付書類が必要なケースもあり、スムーズな届出が行なえているとはい難い。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業2)</p>		
<p>届出が市町村によって違うため、市町村のホームページでダウンロードしなければならないので、様式が統一され総務省のホームページでダウンロードできれば、時間の省力化が図れる。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業24)</p>		
<p>かつては、自治体ごとに異なる様式に対応していたが、現在は、どの自治体に提出する届出書も、一定のひな形を準備し使用し問題なく手続きができる。ただし、特定の自治体にこの方法について了解を得ている訳ではないため、全国の自治体で書式・提出方法を統一していただけないとありがたい。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業25)</p>		
<p>個人地方税について、中途採用者や育児休業からの復職者等からの希望により、普通徴収から特別徴収へと切り替える際には、市町村ごとにことなる特別徴収切替届出を市町村のホームページ等からダウンロードし、必要事項を記載のうえ、送付しており、事務負荷がかかっている。市町村ごとに異なる様式とする必要も無く、統一できると考える。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業4)</p>		
<p>市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業16)</p>		
<p>市町村ごとに様式が異なることで、対象者が発生する都度、該当市町村のホームページから書類を印刷し、場合によっては個々に記入方法を照会する必要があり、1件の処理に対する手間が大きい。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業22)</p>		
<p>地方自治体ごとに特別徴収切替届の添付書類が異なるため、新規に入社した者等から、普通徴収から特別徴収への変更依頼があった場合、その都度、該当の市区町村のホームページから様式をダウンロードし、添付書類を確認のうえ、届出を行なわなければならなくなっている。</p> <p>添付書類を変える必要性は感じられず、特に、広域で事業を展開している事業者の負担となっているため、統一していただきたい。</p>		

(経団連・企業30)

自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。項目を満たせば受理してくれるため、自治体の書式を使わず、必要事項を網羅した当社の雛型を作成し使用している。
(経団連・企業8)

総件数は少ないものの、様式・サイズもバラバラであり手記入が必要となる。電子フォーマット等による様式の統一化を図って頂けると、業務効率化できる。

(経団連・企業29)

住民税に関し、「特別徴収切替申請書」の書式ならびにそれに伴う事務の流れが、市区町村により異なり、事務の停滞や再作成等の負担が恒常に発生している。書式や事務フローを国主導で統一していただきたい。

(同友会)

- ①給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラでありA4、B4といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。
- ②処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。
- ③給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方知事体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかるっている。
- ④従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、

- ①サイズ・様式の統一化
 - ②手続きの電子化
- をご検討願いたい。

(商工会連合会)

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることが多い。

(新経連)

改善方策の検討を求める書式等－14

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	不動産取得税に係る納税通知書・納付書
手続の根拠規定	地方税法第73条の17第2項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	

1. 営業店での処理

① 店頭受付

- ✓ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。

② 後方事務

- ✓ 毎営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。

2. 事務センターでの処理

- ✓ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。
- ✓ 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
- ✓ また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。

➤ 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。

※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- ✓ 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属して

いる領収済通知書（以下「済通」）を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

（2）事務センターでの処理

- ✓ 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

（3）指定金融機関での処理

- ✓ 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

➢ 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており（最短で翌営業日）、事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械（ソーター）により処理していることが一般的（但し翌営業日持込の場合は全て手作業）。

➢ 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

➢ なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

（経団連・企業9）

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることが多い。

（新経連）

改善方策の検討を求める書式等－15

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	固定資産税に係る納税通知書・納付書・課税明細書
手続の根拠規定	地方税法第1条第1項第7号、第364条第1項、第364条第3項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>届出が市町村によって違うため、市町村のホームページでダウンロードしなければならないので、様式が統一され総務省のホームページでダウンロードできれば、時間の省力化が図れる。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業24)</p>	
<p>納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読に手間がかかる。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業25)</p>	
<p>(主に納付書) 固定資産税・都市計画税は全国の分をまとめて、支払い手続きを行うが、自治体により様式が異なるため(サイズも異なる)、その内容の確認に大きな手間が生じている。</p> <p>また、毎年課税台帳(名寄帳)を各自治体より取り寄せ、その名寄帳をデータ化して利用しているが、自治体側でシステム管理しているのであれば、データで受領できるよう運用を変更していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業27)</p>	
<p>当社では、納税にあたり社内の経理システムに納税通知書・納付書に記載の「市町村名」「納税額」「納税期間」等の情報入力や根拠資料の作成などの事務作業をしています。この際、様式が各市町村において統一されておらず、入力事項の記載箇所が各市町村によってバラバラであることから、記載箇所を確認する手間がかかります。1件あたりの手間は大したことではありませんが、扱う件数が数百件にのぼる当社にとっては、少なからず事務の負担となっています。様式が統一され、少しでも記載事項の確認がし易くなれば、納税にかかる事務作業の負担軽減、効率化につながるものと思料します。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業3)</p>	
<p>フォームが異なるため、納税額や内訳等の参照に時間がかかる。 その結果、伝送一括処理等、納付の電子化を行う際の弊害となっている。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業13)</p>	
<p>各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。</p> <p>民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量</p>	

の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

(経団連・企業5)

弊社では、弊社が所有する不動産物件の固定資産税・都市計画税を毎年5～7月にかけてチェックしているが、納税通知書の様式が市区町村ごとに異なるため、見間違いのリスクが高く、複数回のチェックが必要となっている。

また、納税通知書の用紙サイズも市区町村によって異なるため、特殊なサイズのファイルにて保管しなくてはならず、ファイリングの手間やキャビネットスペースの有効活用ができずに困っている。

(経団連・企業16)

都道府県、市町村によりフォーマットが異なる。

当社の場合、数多くの都道府県・市長村から異なるフォーマットが届き、一度に多くの納税処理をしている。固定資産税の場合は、150超の都道府県・市町村に納税。

フォーマットを統一して頂きたい。電子化された場合も、フォーマット・インターフェイスの統一して頂きたい。

固定資産税の納付にあたっては、地方税法364条第3項にもとづき、課税内容に対するより深い理解のため、毎年1月1日現在の所有する土地・家屋の課税明細書が、各市町村から所有者に送られており、評価額に不服のある場合には、固定資産評価審査委員会への異議申し立ての機会が与えられている。

所有者は、課税明細書が送られた際に、過年度の評価額との変動等を確認し、異常値がないか等確認を行うことになる。また、課税明細書に記載された評価額は、不動産の価値や保有コストなどの把握に活用されている実態がある。

しかし、多数の土地・家屋を所有している場合、紙面での全数チェックを行うことは、大変な工数となるため、各市町村から紙面とは別に課税データをもらい、データ上での異常値チェックを行うこととなる。

現時点では課税データの形式が市町村によって異なるため、所有者側で閲覧システムを構築してもデータ形式を個々の市町村データ毎に変換するか、個別データ形式全てへのシステム対応を実施しなければならず、結局手入力作業が発生し、多大な工数が掛っている。

(経団連・企業21)

「固定資産税に係る納税通知書・納付書」が統一されていないため、市町村により納付書のサイズに違いが生じている。納付手続きの事務作業が煩雑となるため、書式の統一を望みます。

(経団連・企業1)

1. 納税通知書の書式・様式

書式が統一されていないので、固定資産税の確認作業に時間を要する。

2. 納付書の書式・様式

- ① 様式が統一されておらず、一部の市町村から、納付書ではなく、振り込み通知書・払込取扱票が送られてくる。当該市町村に問い合わせたところ、納付書はないとの回答。銀行は、納付書として受け付けてくれず、個別に銀行窓口で支払処理をした。
- ② 固定資産税は、納期（4期）毎の支払と一括払い（全期前納付）があるが、当社は、全期前納付をしている事業所がある。全期前納付用の納付書がない市町村は、4期、それぞれの納期に合わせて支払をする必要がある。

2. 納税通知書の発送時期（東京都）

東京都の場合、固定資産税は区（市町村に相当）ではなく、都（県に相当）が課税している。東京都が納税通知書をバラバラ（たぶん区毎に）送付してくる。都が課税するとなっているが、実際に事務を行っているのは区ではないか。

（経団連・企業 20）

各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（経団連・企業 22）

各市町村から送付される固定資産税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また入札申請等に添付する際、サイズ等が統一されていないために扱いづらい事例がある。

（経団連・企業 26）

各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それ

それ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解説とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（経団連・企業30）

当社は地方自治体から送られてくる過知書等を一度PDF化し、納付に際して物件別にエクセルシートに各期の金額を転記して集計し、確認としている。

約2000枚の納税通知書について書式が違うために複合機で簡単にPDF化が出来ない。また、転記する際に書式が違うために転記間違いが生じやすいという支障が生じている。

（経団連・企業8）

1. 営業店での処理

① 店頭受付

- ✓ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。

② 後方事務

- ✓ 每営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。

2. 事務センターでの処理

- ✓ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。
- ✓ 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
- ✓ また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。

➤ 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対

応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。

※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- ✓ 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属している領収済通知書（以下「済通」）を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

- ✓ 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

- ✓ 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

➤ 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており（最短で翌営業日）、事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械（ソーター）により処理していることが一般的（但し翌営業日持込の場合は全て手作業）。

➤ 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

➤ なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

（経団連・企業9）

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることが多い。

（新経連）

改善方策の検討を求める書式等－16

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	都市計画税に係る納税通知書・納付書
手続の根拠規定	地方税法第702条の8 第5項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
(主に納付書) 固定資産税・都市計画税は全国の分をまとめて、支払い手続きを行うが、自治体により様式が異なるため(サイズも異なる)、その内容の確認に大きな手間が生じている。	
また、毎年課税台帳(名寄帳)を各自治体より取り寄せ、その名寄帳をデータ化して利用しているが、自治体側でシステム管理しているのであれば、データで受領できるように運用を変更していただきたい。	
(経団連・企業27)	
当社では、納税にあたり社内の経理システムに納税通知書・納付書に記載の「市町村名」「納税額」「納税期間」等の情報入力や根拠資料の作成などの事務作業をしています。この際、様式が各市町村において統一されておらず、入力事項の記載箇所が各市町村によってバラバラであることから、記載箇所を確認する手間がかかります。1件あたりの手間は大したことはありませんが、扱う件数が数百件にのぼる当社にとっては、少なからず事務の負担となっています。様式が統一され、少しでも記載事項の確認がし易くなれば、納税にかかる事務作業の負担軽減、効率化につながるものと思料します。	
(経団連・企業3)	
フォームが異なるため、納税額や内訳等の参照に時間がかかる。 その結果、伝送一括処理等、納付の電子化を行う際の弊害となっている。	
(経団連・企業13)	
各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。	
民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。	
固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。	
(経団連・企業5)	

弊社では、弊社が所有する不動産物件の固定資産税・都市計画税を毎年5～7月にかけてチェックしているが、納税通知書の様式が市区町村毎に異なるため、見間違いのリスクが高く、複数回のチェックが必要となっている。

また、納税通知書の用紙サイズも市区町村によって異なるため、特殊なサイズのファイルにて保管しなくてはならず、ファイリングの手間やキャビネットスペースの有効活用ができずに困っている。

(経団連・企業16)

都道府県、市町村によりフォーマットが異なる。

当社の場合、数多くの都道府県・市長村から異なるフォーマットが届き、一度に多くの納税処理をしている。

フォーマットを統一して頂きたい。電子化された場合も、フォーマット・インターフェイスの統一して頂きたい。

都市計画税の納付にあたっては、地方税法364条第3項にもとづき、課税内容に対するより深い理解のため、毎年1月1日現在の所有する土地・家屋の課税明細書が、各市町村から所有者に送られており、評価額に不服のある場合には、固定資産評価審査委員会への異議申し立ての機会が与えられている。

所有者は、課税明細書が送られた際に、過年度の評価額との変動等を確認し、異常値がないか等確認を行うことになる。また、課税明細書に記載された評価額は、不動産の価値や保有コストなどの把握に活用されている実態がある。

しかし、多数の土地・家屋を所有している場合、紙面での全数チェックを行うことは、大変な工数となるため、各市町村から紙面とは別に課税データをもらい、データ上の異常値チェックを行うこととなる。

現時点では課税データの形式が市町村によって異なるため、所有者側で閲覧システムを構築してもデータ形式を個々の市町村データ毎に変換するか、個別データ形式全てへのシステム対応を実施しなければならず、結局手入力作業が発生し、多大な工数が掛っている。

(経団連・企業21)

「都市計画税に係る納税通知書・納付書」が統一されていないため、市町村により納付書のサイズに違いが生じている。納付手続きの事務作業が煩雑となるため、書式の統一を望みます。

(経団連・企業1)

1. 納税通知書の書式・様式

書式が統一されていないので、固定資産税の確認作業に時間を要する。

2. 納付書の書式・様式

- ① 様式が統一されておらず、一部の市町村から、納付書ではなく、振り込み通知書・払込取扱票が送られてくる。当該市町村に問い合わせたところ、納付書はないとの回答。銀行は、納付書として受け付けてくれず、個別に銀行窓口で支払処理をした。
- ② 固定資産税は、納期（4期）毎の支払と一括払い（全期前納付）があるが、当社は、全期前納付をしている事業所がある。全期前納付用の納付書がない市町村は、4期、それぞれの納期に合わせて支払をする必要がある。

2. 納税通知書の発送時期（東京都）

東京都の場合、固定資産税は区（市町村に相当）ではなく、都（県に相当）が課税している。東京都が納税通知書をバラバラ（たぶん区毎に）送付してくる。都が課税するとなっているが、実際に事務を行っているのは区ではないか。

（経団連・企業 20）

各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（経団連・企業 22）

各市町村から送付される都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式や納付期限が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一と送付時期・納付期限の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（経団連・企業 26）

各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

(経団連・企業30)

当社は地方自治体から送られてくる過知書等を一度PDF化し、納付に際して物件別にエクセルシートに各期の金額を転記して集計し、確認している。

約2000枚の納税通知書について書式が違うために複合機で簡単にPDF化が出来ない。また、転記する際に書式が違うために転記間違いが生じやすいという支障が生じている。

(経団連・企業8)

1. 営業店での処理

① 店頭受付

- ✓ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。

② 後方事務

- ✓ 每営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。

2. 事務センターでの処理

- ✓ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。
- ✓ 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
- ✓ また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。

➤ 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。

※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応してい

る場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- ✓ 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属している領収済通知書（以下「済通」）を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

- ✓ 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

- ✓ 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

- 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており（最短で翌営業日）、事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械（ソーター）により処理していることが一般的（但し翌営業日持込の場合は全て手作業）。
- 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。
- なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

※ 事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

（経団連・企業9）

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることが多い。

（新経連）

改善方策の検討を求める書式等⑯

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	自動車税・自動車取得税に係る申告書
手続の根拠規定	地方税法第122条 第1項、第152条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
リース期間中の変更登録が年間 1,200~1,300 台分発生するが、その際に各陸運支局で申告が必要。	
自動車税は、地方税法施行規則9条の2において、その様式が、第16号の9様式と、自動車取得税は、地方税法施行規則8条の15において、その様式が、第16号の9様式と定められているにも関わらず、書式・項目が、各都道府県によって違うため、登録地別に管理・手配する工数とそれぞれの在庫管理が発生している。	
<具体的時間>	
・ 判別・確認作業：台あたり 1~2 分 ⇒ 1,200 台分	
・ 在庫管理：2ヶ月に1回 10 分程度	
<コストメリット>	
・ 統一書式であれば判別・確認作業は無くなるため 40 時間の工数減	
・ 在庫管理も 6ヶ月に1回に短縮	
☆人件費を時間当たり 2,500 円で試算するとコストメリットは約 10 万円	
なお、電子化する場合も、インターフェイス及び項目の統一をして頂きたい。	
(経団連・企業21)	

改善方策の検討を求める書式等⑯

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	事業所税に係る申告書・納付書
手続の根拠規定	地方税法第701条の46第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>申告時期になると、各自治体から送付される事業所税の関係書類は、申告書は同一様式だが縮尺が不統一、納付書は様式そのものが異なっている。</p> <p>民間事業者は、全国から送付される事業所税の申告書・納付書を作成し、期限までに納税している。</p> <p>ペイジーによる納税を推奨している自治体もあるが、全自治体が対応しているわけではないため、紙・電子の双方の対応を避けるため、現時点ではすべて手作業で書類に記載している(なおペイジーは入力項目が多いという点も、導入に積極的になれない理由)。</p> <p>事業所税の申告書・納付書の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。</p>	
(経団連・企業26)	

改善方策の検討を求める書式等⑯

所 管 府 省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	法人の都道府県民税・市町村民税に係る申告書・納付書
手続の根拠規定	地方税法第53条第1項、321条の8第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
法人の確定申告、予定申告時に各自治体から送付されてくる申告書および納付書の様式が異なる。 申告書は税理士に作成してもらっているため実害はないが、納付書は確定税額を手書きで記入して納付手続きを行なっており、記入位置が微妙に違っていたり、集計行があったりなかったりするため書き間違いが起こり易く、確認作業も含め手間がかかっている。 また、納付書の形状まで異なるため、納付手続きを済ませた後のエビデンスの保存時にも見易くするための工夫が必要となっている。 統一様式にすれば機械的に出力することも可能となり、整然と保存することができるようになるため業務の効率化に繋がると思われる。	
(経団連・企業 29)	

改善方策の検討を求める書式等②

所管府省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	入札参加資格申請書・添付書類
手続の根拠規定	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2他
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>地方自治体の競争入札に参加するためには、地方自治体ごとに定められた「競争入札の参加資格申請書」を作成する必要がある（平成26年4月現在、47都道府県及び1718市町村）。</p> <p>近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請を要求しているところが多い。添付書類にも統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部（書類の綴じ方、使用ファイルの色等）まで指定する地方自治体もあり、特に全国展開している会社に過重な事務負担が生じている。</p> <p>様式を統一化することにより、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がる。</p>	
(経団連・企業26)	
<p>地方自治体の「指名競争入札参加資格審査申請」の提出にあたり、同じような内容を記載して提出しているが、地方自治体ごとに、書式・様式が異なり、大変な労力を要している。書式・様式によっては、一マスに一文字ずつ入力させるものもあり、大変面倒である。EXCEL、WORDでの入力可能な書式ではなく、PDFでの手書き申請もある。</p> <p>また、各地方自治体を個別にみても、毎回、書式・様式が変更され、その確認作業だけでも事務負担が増大している。さらには、書類の綴じ方、ファイルの色・形状指定、ファイルへのタイトル文言指定、郵送時の封筒への文言指定など、地方自治体によりそれぞれ異なるため、事務負担が非常に大きい。</p> <p>その他、電子申請にも関わらず、電子申請終了後にも同じ内容について、紙で提出させる自治体もある。</p> <p>さらに、「指名競争入札参加資格審査申請」申請後の「変更届」についての書式・様式等についても、自治体毎に異なっており、この事務負担も同様に大きい。</p> <p><書式・様式が異なるものの具体的文書名・実例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札参加資格審査申請書（本体）、 ・委任状、 ・使用印鑑届、 ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承認書、 ・役員名簿、 ・資本関係・人的関係調書、 ・業態調書、 ・承諾書（税権関係の調書）、など。 	

※H28年度東北地方における独自・統一様式使用状況（実績）

提出自治体数（行政組合等含む）：215団体（うち建設工事211件、物品146件）

国交省など全国統一様式使用数：建設工事31件、物品21件

自治体独自様式使用数：建設工事180件、物品125件

但し、上記数字は、申請書様式のみの数値。

指名願い 申請書に關し	独自様式		統一様式	
	工事	物品	工事	物品
青森県内	4	9	11	7
秋田県内	19	14	7	5
山形県内	31	26	2	2
岩手県内	28	15	6	3
宮城県内	29	26	4	3
福島県内	69	35	1	1
合計	180	125	31	21

（経団連・企業29）

建設業者が建設工事の一般競争（指名競争）参加資格を得るには、発注者たる各自治体の資格審査が必要となる。

① 東京都では、都を除く23区をはじめとする58自治体について東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを利用することで、申請、並びに代表者、住所等の変更手続きを一括で行うことができる。一方、神奈川県は県と一部自治体は共通の申請手続きが可能であるものの、横浜市、川崎市等、複数自治体では独自の手続きが必要であり、自治体ごとに異なる添付書類を提出しなければならない。また全国の自治体でも同様であり煩雑な手続きを強いられている。

全国の自治体で統一したシステム構築を行うことができれば官民双方の事務手続きの簡略化が図れ、相当程度の業務削減につながるものと思われる。

② 上記審査申請については、国、都をはじめ他自治体では2年ごとの申請手続きとなっているが、東京電子自治体共同運営サービスは毎年申請が求められている。同サービスについても2年ごとの申請手続きとしていただきたい。

（経団連・企業6）

地方自治体の競争入札に参加するためには、地方自治体ごとに定められた「競争入札の参加資格申請書」を作成する必要がある。

申請手続きに当たっては、①趣旨が同じ書類であるにもかかわらず、提出先の自治体によって様式が異なっている、②提出先によっては持参や郵送を求められ提出方法が異なる、といった都道府県及び市町村において、添付書類に統一性がなく、複数自治体に

申請しようとする事業者にとっては手続きの煩雑化でしかない。

添付書類の統一化及び各都道府県における提出先の一本化が図られれば、申請事業者の事務負担は大きく軽減されることから、早急に取り組むべきである。

(全国中小企業団体中央会)

改善方策の検討を求める書式等②

所管府省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書
手続の根拠規定	消防法第10条第1項ただし書
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
消防法に基づく火災予防条例に関する届出について、自治体ごとに書式や記載事項が異なり、複数自治体に事業所を持つ事業者の負担が大きい。書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。	
「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書」は、事業拠点の状況・プランに応じて、対応は都度流動的となるものの、年間10件程度の手続きが発生する。	
以下に、東京都と横浜市の危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書のサンプルを提示する。 書式における要求事項が異なる例 :	
1) 横浜市には「場所の地域別」「防火地域別」「用途地域別」の記載要求があるが、東京都にはない。	
2) 横浜市には「仮貯蔵又は仮取扱いに使用する場所の概況」の記載要求があるが、東京都にはない。このように自治体ごとに記載要求の違いがあることから、手作業による書類の作成や記載方法に齟齬がないか所轄消防に都度確認をしながら書類を作成する必要がある為、届出完了までに8時間程度の時間を要する状況。書式・様式が統一されれば、自治体への確認に要する時間の削減が期待できる。	
(自治体によってはホームページに記載例があるので、記載方法について自治体に確認する手間(工数の全て)が省ける場合もある。)	
地方自治体における様式・書式の統一のためには、基本的に所管省庁がそのサンプルを提示し、事業者が自治体ごとに対応・問い合わせする必要がないよう、規制改革を進めていただきたいと考える。	
(参考) 東京都・横浜市の危険物関連の届出様式 ※ホームページの構成が統一されれば、非常にシンプルでわかりやすくなる。	
東京都 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/drs/ss_mokuteki6.html	
横浜市 http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/koukai/kikenbutu/kakusyu-yousiki/youshikiichiran.html	
(経団連・企業11)	

改善方策の検討を求める書式等一覧

所管府省	総務省 (共管府省 :)
書式等の名称	危険物保安監督者選任・解任届出書
手続の根拠規定	消防法第13条第1項及び第2項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
消防法に基づく火災予防条例に関する届出について、自治体ごとに書式や記載事項が異なり、複数自治体に事業所を持つ事業者の負担が大きい。書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。	
<p>当該手続については、危険物保安監督者選任・解任をするために必要となり、事業拠点によるが年間10件程度の手続きが発生する。書式・様式が異なることによって、手作業による書類の作成や、1度の届出を行うために記載内容や記載方法を自治体毎に確認する必要が生じることとなり、そのため各自治体への確認に8時間程度の時間がかかる。書式・様式が統一されれば、自治体への確認に要する時間の削減が期待できる。(自治体によってはホームページに記載例があるので、記載方法について自治体に確認する手間(工数の全て)が省ける場合もある。)</p>	
<p>地方自治体における様式・書式の統一のためには、基本的に所管省庁がそのサンプルを提示し、事業者が自治体ごとに対応・問い合わせする必要がないよう、規制改革を進めていただきたいと考える。</p>	
<p>(参考) 東京都・横浜市の危険物関連の届出様式 ※ホームページの構成が統一されれば、非常にシンプルでわかりやすくなる。</p>	
<p>東京都 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/drs/ss_mokuteki6.html</p>	
<p>横浜市 http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/koukai/kikenbutu/kakusyu-yousiki/youshikiichiran.html</p>	
<p>(経団連・企業11)</p>	

改善方策の検討を求める書式等－23

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	指定訪問介護事業者の指定の申請書
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・行政が定める様式がWord・Excelの形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表がWordの場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel形式に統一して欲しい。 ・行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部十副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えばExcel形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 	

(経団連・企業13)

改善方策の検討を求める書式等－24

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	指定訪問看護事業者の指定の申請書
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・行政が定める様式がWord・Excelの形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表がWordの場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel形式に統一して欲しい。 ・行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部十副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えばExcel形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 	

(経団連・企業13)

改善方策の検討を求める書式等－25

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	指定通所介護事業者の指定の申請書
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・行政が定める様式がWord・Excelの形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表がWordの場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel形式に統一して欲しい。 ・行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部十副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えばExcel形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 	

(経団連・企業13)

改善方策の検討を求める書式等－26

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書
手続の根拠規定	介護保険法第78条の2第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・行政が定める様式がWord・Excelの形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表がWordの場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel形式に統一して欲しい。 ・行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部十副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えばExcel形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 	

(経団連・企業13)

改善方策の検討を求める書式等－27

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<ul style="list-style-type: none"> ・行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・行政が定める様式がWord・Excelの形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表がWordの場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel形式に統一して欲しい。 ・行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部十副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えばExcel形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 	

(経団連・企業13)

改善方策の検討を求める書式等－28

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	麻薬小売業者が行う定期届出書
手続の根拠規定	麻薬及び向精神薬取締法第47条
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>当社は全国に調剤薬局を 688 店舗（連結）展開している。</p> <p>麻薬小売業者免許を受けなければ、麻薬処方せんに基づき麻薬を調剤し患者に交付することができないため、当社ではほぼ全ての薬局がこの免許を取得している状況。</p> <p>店舗ごとに 2 年に 1 度の更新が必要だが、最も負担が大きいのは不定期で発生する社長交代時の申請。自治体によっては「社名が変わるわけではないので（社長交代のみであれば）変更に関する申請書提出は不要」というケースもあるが、ほとんどの自治体では「変更申請」が求められる。新社長就任後、30 日以内での書類提出が必要となるが自治体によって、フォーマット及び見解までも（提出要・不要）が異なるため確認、資料作成等に非常に時間がかかる。</p> <p>ドラッグストアの併設店舗含め、調剤薬局は全国的に増えているが多くの店舗を運営する法人にとっては、この申請作業は非常に負担大。</p> <p>ぜひ今後に向けてフォーマットの統一をご検討いただきたい。</p>	
(経団連・企業10)	

改善方策の検討を求める書式等一覧

所管府省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	生活保護の決定・実施に係る照会文書
手続の根拠規定	生活保護法第29条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
生命保険会社は、各地方公共団体の福祉事務所から、生活保護申請者等に係る資産調査等の目的で、契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）について膨大な量の照会を受けている。	
本照会は紙媒体でやり取りを行っているため、受け取った照会文書についてシステム上で機械的に処理することは出来ず、照会文書の目視確認および手入力によって契約の名寄せ等の事務処理を行っている。	
名寄せ処理を行う場合には、照会文書から、調査対象者の氏名・性別・生年月日・住所等を目視で拾い出したうえで、データを手入力する必要があるが、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大なる非効率が生じている。	
2015年4月より、厚生労働省にて様式の統一を図っていただいているものの、実態として統一様式への移行が進んでいない状況（2017年11月時点で1割程度）であり、改めて各福祉事務所への周知・徹底をお願いしたい。	
【手続の年間件数】弊社の場合、2016年度実績は296,663件	
(経団連・企業14)	

改善方策の検討を求める書式等⑩

所管府省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	卸売販売業の許可の申請書
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>医薬品や指定卸売医療用ガス類などを販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する自治体又はその地域を管轄する保健所へ卸売販売業の許可申請を行い、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から、30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の提出について、現状、地域により自治体であったり保健所であったりと統一されていないこと、また、其の申請書の様式においても、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十六、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における自治体もしくは保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によっても違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）、各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものと考える。</p>	

（経団連・企業5）

改善方策の検討を求める書式等①

所管府省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	卸売販売業の変更等の申請書
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第2項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	

医薬品や指定卸売医療用ガス類などを販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する自治体又はその地域を管轄する保健所へ卸売販売業の許可申請を行い、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から、30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。

この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の提出について、現状、地域により自治体であったり保健所であったりと統一されていないこと、また、其の申請書の様式においても、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十六、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における自治体もしくは保健所への確認と請求が必要となっている。

また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によっても違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。

これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）、各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担※となっている。

全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものと考える。

※ 例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。

（経団連・企業5）

改善方策の検討を求める書式等一③

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	高度管理医療機器等卸販売業の許可の申請書
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器を販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄する保健所へ高度管理医療機器等販売業の許可申請書の提出を行う必要があり、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、許可を廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の様式について、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十七、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば、疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）、各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものと考える。</p>	

（経団連・企業5）

改善方策の検討を求める書式等—③

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	高度管理医療機器等卸販売業の変更等の申請書
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器を販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄する保健所へ高度管理医療機器等販売業の許可申請書の提出を行う必要があり、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、許可を廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の様式について、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十七、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば、疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）、各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担※となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものと考える。</p> <p>※ 例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。</p>	

（経団連・企業5）

改善方策の検討を求める書式等一⑩

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	薬局開設の変更届出書
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>当社は全国に 688 店舗（子会社連結）を運営している。</p> <p>薬局開設に当たり、上記許可申請書の提出が必要となるが、最も負担が大きいのは不定期で発生する社長交代時。</p> <p>自治体によっては「社名が変わるわけではないので（社長交代のみであれば）変更に関する申請書提出は不要」というケースもあるが、ほとんどの自治体では「変更申請」が求められる。</p>	
<p>新社長就任後、30 日以内での書類提出が必要となるが自治体によって、フォーマット及び見解までも（提出要・不要）異なるため確認、資料作成等に非常に時間がかかる。</p> <p>ドラッグストアの併設店舗含め、調剤薬局は全国的に増えているが多くの店舗を運営する法人にとっては、この申請作業は非常に負担大。</p> <p>業務効率化のためフォーマットの統一を希望したい。</p>	
<p>（ご参考）*****</p> <p>その他、社長交代時に調剤薬局が提出必要な資料は多岐にわたる。</p> <p>①生活保護法指定②労災保険薬局指定③結核予防法指定④被爆者指定医療機関 ⑤被爆者一般疾病医療機関指定⑥自立支援法指定（精神）⑦自立支援法指定（育成・更生医療）⑧公害⑨在宅患者訪問薬剤管理指導届⑩生保介護（居宅）⑪難病指定医療機関 ⑫小児慢性特性疾病医療機関 ⑬毒物劇薬販売業 ⑭高度管理医療機器等販売業許可証 ⑮薬局製剤製造販売業許可⑯薬局製剤製造業許可⑰薬局製剤製造販売承認 など</p>	
(経団連・企業 10)	

改善方策の検討を求める書式等一⑤

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	毒物劇物一般販売業の許可の申請書
手続の根拠規定	毒物及び劇物取締法第4条第3項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	

毒物、劇物を販売するにあたっては、定められた条件を満たし、登録をしなければ販売をすることはできない。また、其の登録を行う為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄保健所へ毒物劇物一般販売業の登録申請書を提出する必要があり、登録をすることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、登録の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、登録を廃止する場合には、廃止した日から30日以内に廃止届書を提出する必要がある。

この登録申請書、変更届書、廃止届書についての様式は、登録申請書においては「毒物及び劇物取締法施行規則」別記第2号様式、変更届書は別記第11号様式の(1)、廃止届書は別記第11号様式の(2)に定められてもの、書式は各地域によって統一はされておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。

また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、統一はされておらず、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。

これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で必要書類を請求（WEBからの取得も含む）、各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。

全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものと考える。

（経団連・企業5）

改善方策の検討を求める書式等一⑥

所 管 府 省	厚生労働省 (共管府省 :)
書式等の名称	毒物劇物一般販売業の変更等の届出書
手続の根拠規定	毒物及び劇物取締法第10条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	

毒物、劇物を販売するにあたっては、定められた条件を満たし、登録をしなければ販売をすることはできない。また、其の登録を行う為には、取扱い拠点ごとに、所在する其の地域の管轄保健所へ毒物劇物一般販売業の登録申請書を提出する必要があり、登録をすることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、登録の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、登録を廃止する場合には、廃止した日から30日以内に廃止届書を提出する必要がある。

この登録申請書、変更届書、廃止届書についての様式は、登録申請書においては「毒物及び劇物取締法施行規則」別記第2号様式、変更届書は別記第11号様式の(1)、廃止届書は別記第11号様式の(2)に定められているものの、書式は各地域によって統一はされておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。

また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、統一はされておらず、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。

これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で必要書類を請求（WEBからの取得も含む）、各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担[※]となっている。

全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものと考える。

※ 例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。

（経団連・企業5）

改善方策の検討を求める書式等③

所管府省	農林水産省 (共管府省 :)
書式等の名称	森林経営計画書
手続の根拠規定	森林法第11条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
森林整備事業の申請に際し、都道府県により求められる提出書類が異なるため、業務の標準化やシステム化が困難である。	
当該手続については、①補助事業実施の為の事前申請書の提出、②補助金交付申請書の提出、等を行うために必要となり、年間50件程度の手続きが発生する。	
書式・様式が異なることによって、手作業による書類の作成や記載内容や記載方法を自治体毎に確認する必要が生じることとなり、その為、1件当たり自治体の確認に半日以上の時間を要する場合がある。統一されれば書類作成や確認に要している時間の30%程度が削減されることが期待できる。	
<p>※上記の内容は、2016年11月に内閣府と経済同友会の合同で実施した会員所属企業を対象としたアンケート調査結果を基に、必要に応じて一部追加で情報収集した上で、具体的な資料事例として再構成したものです。なお、同アンケート結果に関わる情報は、 http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161220/161220bukai04.pdf https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2017/170831a.html を参照ください。</p>	
(経済同友会)	

改善方策の検討を求める書式等-38

所 管 府 省	国交省 (共管府省 :)
書式等の名称	臨時運行許可申請書
手続の根拠規定	道路運送車両法第34条
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
各市区町村により様式が大きく異なります。	
申請様式が統一されることにより、一元管理が可能になり、手続きが簡素化になると思われます。	
また、可能であれば、電子申請化されれば、更に手続きの煩雑さが解消されるかと思われます。	
(経団連・企業28)	
自動車整備業において、車検切れの車両を引き取りに行く際および車検を受けるために最寄りの陸運局に車両を持ち込む際にナンバープレートを装着しなければ一般公道を走行できないが、車検切れや新車の場合はナンバープレートが無いまたは効力を発揮しないことから走行が不可能である。そのため、本制度により仮ナンバープレートを発行してもらい、車検等を受けている現状がある。	
(民間車検の指定を受けている場合は自社工場での検査が可能であるため、陸運局に車両を持ち込む必要は無いが、車両の引き取りは必要であるため、何れにしても仮ナンバープレートの手続きを要する)	
しかしながら、申請については車両が登録されている市町村（住所）の窓口に車両ごとに行う必要がある。顧客は特定の地域だけに住んでいる訳でなく、複数の市町村にまたがっていることがほとんどであるため、市町村ごとに異なっている様式に記入を行うことは手間である。加えて、異なる市町村窓口に手続きに足を運ばなければならないことは、大変な手間となっている。手続き件数は年間約90万件も発生していることから、手続きの共通化及び簡素化により十分なコスト削減が図られる。	
(全国商工会連合会)	

改善方策の検討を求める書式等一⑯

所 管 府 省	国土交通省 (共管府省 :)
書式等の名称	屋外広告業登録申請書
手続の根拠規定	屋外広告物法第9条
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>●前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法第9条により、屋外広告業を営もうとする者は、条例により都道府県知事の登録が義務付けられる。(政令指定都市・中核市も同様) ・「屋外広告業」とは、「屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいい、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わない」とされている。 ・よって、全国で屋外広告業を営む場合は、法令上、全国115の自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）の登録を受けなければならないことになっている。 	
<p>●具体的な支障事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・115の登録先の自治体ごとに、申請書類・確認書類の提出の要否が異なり、申請書類の書式も異なる。また、毎年の役員改選に伴う変更届提出時にも、各自治体で異なる申請書類・確認書類を準備するなど、登録維持にも会社負担が大きい。(一例として、平成29年6月（役員改選時）の変更届提出時には、115自治体に対し、申請書類として変更届出書100通・役員の略歴書64通（新任取締役1名につき。自治体ごとに書式が異なる。）を提出、確認書類として登記簿謄本75通・住民票34通（新任取締役1名につき）を提出) ・また、自治体ごとの登録のため、有効期限（5年間）が切れる時期が各自治体で異なり、各自治体の有効期限切れのたびに、更新申請書（自治体ごとに書式が異なる）のほか、自治体の定めに基づき、全役員の略歴書（自治体ごとに書式が異なる）・住民票・登記簿謄本等をとりまとめて提出する必要がある。(5年間のうちに更新が合計115回あるということ。) 	
<p>●要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の様式の統一。 ・確認書類の登記簿謄本や住民票等を提出不要とする。(又は、特定の機関が確認すれば、全国で有効とする。) ・建設業許可業者は、屋外広告業登録を免除する。 ・屋外広告業は、国土交通省又は本社所在地の自治体のみに登録すれば、全国で工事を請け負えることとする。 	
(経団連・企業6)	

- ・各自治体で書式が異なるので、業務の効率化の為の必要書類の電子化、共通化ができない。そのため、全国統一のシステム構築ができない。(年 110 件程度)

(経団連・企業 8)

当該手続については、更新登録（各自治体ごとに 5 年に 1 回）、役員変更（ほぼ毎年）を行うために必要となり、更新登録申請は、年間 10～30 件（届出自治体 90 ヶ所のうち）、役員変更申請は、年間 50～150 件の手続きが発生する。

書式・様式が異なることによって、①書類の要否、記載内容、記載方法を各自治体のホームページや電話での確認、②書式や記載例のダウンロード・印刷出力、③手続き（作成・チェック・提出）管理スケジュール表の作成、④自治体ごとの申請書・届出書の作成・目視による複数人によるチェック、が必要となり、また、⑤届出書に添付する役員略歴書については、書式に自治体名が記載されていないことが多いため、その仕訳が煩雑となる。

そのため各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約 3 ヶ月かかる。書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約 1 時間/自治体（50 自治体であれば 50 時間）、略歴書は約 1 時間/役員（役員全員 11 名 × 30 自治体であれば、330 時間）かかる。人員は対象支店の数で異なるが、7 名～29 名（兼任）が必要となる。

書式・様式が統一されれば、各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約 3 週間に短縮でき、約 2 ヶ月の削減が期待できる。また、書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約 1 時間/自治体（50 自治体でも 1 時間で済む）、略歴書は約 1 時間/役員（役員全員 11 名で 11 時間）となり大幅な短縮が期待できる。人員も 4 名～15 名（兼任）となり 3 名～14 名（兼任）の削減が期待できる。

なお、全国で施工する会社にとっては、登録・更新にかかる労力が大きいため、例えば、建設業許可のように、全国で施工する会社は所管府省の長に登録することによって、他の自治体への登録は不要となるような法改正を望む。

※上記の内容は、2016 年 11 月に内閣府と経済同友会の合同で実施した会員所属企業を対象としたアンケート調査結果を基に、必要に応じて一部追加で情報収集した上で、具体的な資料事例として再構成したものです。なお、同アンケート結果に関わる情報は、

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161220/161220bukai04.pdf>

<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2017/170831a.html>

を参照ください。

(経済同友会)

改善方策の検討を求める書式等④

所管府省	国土交通省 (共管府省 :)
書式等の名称	屋外広告業登録変更届出書
手続の根拠規定	屋外広告物法第9条
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>●前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法第9条により、屋外広告業を営もうとする者は、条例により都道府県知事の登録が義務付けられる。(政令指定都市・中核市も同様) ・「屋外広告業」とは、「屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいい、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わない」とされている。 ・よって、全国で屋外広告業を営む場合は、法令上、全国115の自治体(都道府県・政令指定都市・中核市)の登録を受けなければならないことになっている。 	
<p>●具体的な支障事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・115の登録先の自治体ごとに、申請書類・確認書類の提出の要否が異なり、申請書類の書式も異なる。また、毎年の役員改選に伴う変更届提出時にも、各自治体で異なる申請書類・確認書類を準備するなど、登録維持にも会社負担が大きい。(一例として、平成29年6月(役員改選時)の変更届提出時には、115自治体に対し、申請書類として変更届出書100通・役員の略歴書64通(新任取締役1名につき。自治体ごとに書式が異なる。)を提出、確認書類として登記簿謄本75通・住民票34通(新任取締役1名につき)を提出) ・また、自治体ごとの登録のため、有効期限(5年間)が切れる時期が各自治体で異なり、各自治体の有効期限切れのたびに、更新申請書(自治体ごとに書式が異なる)のほか、自治体の定めに基づき、全役員の略歴書(自治体ごとに書式が異なる)・住民票・登記簿謄本等をとりまとめて提出する必要がある。(5年間のうちに更新が合計115回あるということ。) 	
<p>●要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の様式の統一。 ・確認書類の登記簿謄本や住民票等を提出不要とする。(又は、特定の機関が確認すれば、全国で有効とする。) ・建設業許可業者は、屋外広告業登録を免除する。 ・屋外広告業は、国土交通省又は本社所在地の自治体のみに登録すれば、全国で工事を請け負えることとする。 	
(経団連・企業6)	

当該手続については、更新登録（各自治体ごとに5年に1回）、役員変更（ほぼ毎年）を行うために必要となり、更新登録申請は、年間10～30件（届出自治体90ヶ所のうち）、役員変更申請は、年間50～150件の手続きが発生する。

書式・様式が異なることによって、①書類の要否、記載内容、記載方法を各自治体のホームページや電話での確認、②書式や記載例のダウンロード・印刷出力、③手続き（作成・チェック・提出）管理スケジュール表の作成、④自治体ごとの申請書・届出書の作成・目視による複数人によるチェック、が必要となり、また、⑤届出書に添付する役員略歴書については、書式に自治体名が記載されていないことが多いため、その仕訳が煩雑となる。

そのため各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3ヶ月かかる。書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体（50自治体であれば50時間）、略歴書は約1時間/役員（役員全員11名×30自治体であれば、330時間）かかる。人員は対象支店の数で異なるが、7名～29名（兼任）が必要となる。

書式・様式が統一されれば、各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3週間に短縮でき、約2ヶ月の削減が期待できる。また、書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体（50自治体でも1時間で済む）、略歴書は約1時間/役員（役員全員11名で11時間）となり大幅な短縮が期待できる。人員も4名～15名（兼任）となり3名～14名（兼任）の削減が期待できる。

なお、全国で施工する会社にとっては、登録・更新にかかる労力が大きいため、例えば、建設業許可のように、全国で施工する会社は所管府省の長に登録することによって、他の自治体への登録は不要となるような法改正を望む。

※上記の内容は、2016年11月に内閣府と経済同友会の合同で実施した会員所属企業を対象としたアンケート調査結果を基に、必要に応じて一部追加で情報収集した上で、具体的な資料事例として再構成したものです。なお、同アンケート結果に関わる情報は、
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161220/161220bukai04.pdf>
<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2017/170831a.html>
を参照ください。

（経済同友会）

改善方策の検討を求める書式等④

所管府省	国土交通省 (共管府省 :)
書式等の名称	道路占用許可申請書
手続の根拠規定	道路法第32条第1項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>道路法上、道路は高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分類され、各々に道路管理者が定められている。</p> <p>各地方自治体が道路管理者である都道府県道、市町村道については、民間事業者が道路占有許可申請、自費工事許可申請、沿道掘削協議等を行う場合、代表者が申請者（協議者）となることが求められ、本社（もしくは支店等）に事務手続きが集中することになる。また、同じ道路法を根拠とするにも関わらず、地方自治体ごとに書式・様式や許可基準が異なるため、作成、確認に多大な手間と時間を要している（当社の東京、神奈川、千葉の3都県の建築工事における昨年度の申請件数が444件、昨年度の当社受注額における上記3都県の比率が約4割であることから全国では概算で約1,100件程度と推測される）。</p> <p>地方自治体の許可申請書類、協議書の書式・様式、許可基準の統一を図ることで、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がると考えられる。</p>	
(経団連・企業6)	
<ul style="list-style-type: none"> 各自治体で書式が異なるので、業務の効率化の為の必要書類の電子化、共通化ができない。そのため、全国統一のシステム構築ができない。（年110件程度） 当該申請書は、役所、建設事務所に提出するものだが、警察には「道路使用許可申請書」を提出するので、書類を共通化できれば事務効率が上がる。（年220件程度） 	
(経団連・企業8)	

改善方策の検討を求める書式等④

所管府省	国土交通省 (共管府省 :)
書式等の名称	自費工事許可申請書
手続の根拠規定	道路法第24条
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
道路法上、道路は高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分類され、各々に道路管理者が定められている。	
各地方自治体が道路管理者である都道府県道、市町村道については、民間事業者が道路占有許可申請、自費工事許可申請、沿道掘削協議等を行う場合、代表者が申請者（協議者）となることが求められ、本社（もしくは支店等）に事務手続きが集中することになる。また、同じ道路法を根拠とするにも関わらず、地方自治体ごとに書式・様式や許可基準が異なるため、作成、確認に多大な手間と時間を要している（当社の東京、神奈川、千葉の3都県の建築工事における昨年度の申請件数が444件、昨年度の当社受注額における上記3都県の比率が約4割であることから全国では概算で約1,100件程度と推測される）。	
地方自治体の許可申請書類、協議書の書式・様式、許可基準の統一を図ることで、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がると考えられる。	
(経団連・企業6)	

改善方策の検討を求める書式等④

所管府省	国土交通省 (共管府省 :)
書式等の名称	沿道掘削協議書
手続の根拠規定	道路法第44条
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
道路法上、道路は高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分類され、各々に道路管理者が定められている。	
各地方自治体が道路管理者である都道府県道、市町村道については、民間事業者が道路占有許可申請、自費工事許可申請、沿道掘削協議等を行う場合、代表者が申請者（協議者）となることが求められ、本社（もしくは支店等）に事務手続きが集中することになる。また、同じ道路法を根拠とするにも関わらず、地方自治体ごとに書式・様式や許可基準が異なるため、作成、確認に多大な手間と時間を要している（当社の東京、神奈川、千葉の3都県の建築工事における昨年度の申請件数が444件、昨年度の当社受注額における上記3都県の比率が約4割であることから全国では概算で約1,100件程度と推測される）。	
地方自治体の許可申請書類、協議書の書式・様式、許可基準の統一を図ることで、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がると考えられる。	
(経団連・企業6)	
・都道、区道等道路管理者により、申請書式、添付資料、審査内容が異なる。	
(経団連・企業8)	

改善方策の検討を求める書式等④

所管府省	環境省	(共管府省：)
書式等の名称	産業廃棄物処理計画書	
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、「一定の量以上の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画および実施状況報告の作成、および都道府県知事への提出」が義務付けられている。

その際に必要となる「産業廃棄物処理計画書」「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」のフォーマットが各都道府県で異り、また別途添付書類を要求するところもありで、申告する企業等にとってはその作業において多大な負担となっている。

29年度申請の例を挙げると、電子データの場合「Ms-Excel」「Ms-Word」と2通りあり、同じアプリケーションでもフォーマットが異なっていた。また報告書の他に追加資料を求められる自治体もあった。

さらに、提出方法も、電子申請システムのアップロード・電子メールに添付・郵送と様々であった。

そこで、報告書フォーム、添付すべきデータ、提出方法の統一化が図られれば当該作業のシステム化が容易となり申請側の負担が大きく削減できる。

また、提案として、そもそも報告書の元になる数値は、JWセンターの電子マニュフェスト（JWNET）に登録している業者であればダウンロードが可能である。このシステムの使用を関係する企業、業者に促進することで、窓口の一本化を含めた更なる作業効率化が図られるのではないかと考える。

（経団連・企業5）

本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九（法第八条の四の五関係及び同条四の六関係）で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。

しかし、一部自治体から独自様式での提出や法律様式以上に詳細な別途調査を求められており、またこうした自治体が増加しているため、本来可能であるはずの統一様式での書類作成ができず、業務の非効率が生じている。

そもそも法律に基づいた調査以外の任意調査について、その目的と効果について、公共上いかなる具体的必要性によるものか明確でない。

（経団連・企業6）

・書式はほぼ同じだが、僅かな違があれば、業務の効率化の為の必要書類の電子化、共通化ができない。そのため全国統一のシステム構築ができない。（年46件程度）

（経団連・企業8）

改善方策の検討を求める書式等④

所管府省	環境省 (共管府省 :)
書式等の名称	産業廃棄物処理計画実施状況報告書
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、「一定の量以上の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画および実施状況報告の作成、および都道府県知事への提出」が義務付けられている。</p> <p>その際に必要となる「産業廃棄物処理計画書」「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」のフォーマットが各都道府県で異り、また別途添付書類を要求するところもありで、申告する企業等にとってはその作業において多大な負担となっている。</p> <p>29年度申請の例を挙げると、電子データの場合「Ms-Excel」「Ms-Word」と2通りあり、同じアプリケーションでもフォーマットが異なっていた。また報告書の他に追加資料を求められる自治体もあった。</p> <p>さらに、提出方法も、電子申請システムのアップロード・電子メールに添付・郵送と様々であった。</p> <p>そこで、報告書フォーム、添付すべきデータ、提出方法の統一化が図られれば当該作業のシステム化が容易となり申請側の負担が大きく削減できる。</p> <p>また、提案として、そもそも報告書の元になる数値は、JWセンターの電子マニュフェスト（JWNET）に登録している業者であればダウンロードが可能である。このシステムの使用を関係する企業、業者に促進することで、窓口の一本化を含めた更なる作業効率化が図られるのではないかと考える。</p>	
(経団連・企業5)	
<p>本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九（法第八条の四の五関係及び同条四の六関係）で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。</p> <p>しかし、一部自治体から独自様式での提出や法律様式以上に詳細な別途調査を求められており、またこうした自治体が増加しているため、本来可能であるはずの統一様式での書類作成ができず、業務の非効率が生じている。</p> <p>そもそも法律に基づいた調査以外の任意調査について、その目的と効果について、公共上いかなる具体的必要性によるものか明確でない。</p>	
(経団連・企業6)	
<ul style="list-style-type: none"> 書式はほぼ同じだが、僅かな違があれば、業務の効率化の為の必要書類の電子化、共通化ができない。そのため全国統一のシステム構築ができない。（年46件程度） 	
(経団連・企業8)	

改善方策の検討を求める書式等⑥

所 管 府 省	環境省 (共管府省 :)
書式等の名称	産業廃棄物管理票交付等状況報告書
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担	
産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物処理法第12条の3第7項による）は、地方行政ごとに報告用フォーマットが異なる。複数の都道府県等への届出をする事業者にとっては、手続きが煩雑となる。書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。	
(経団連・企業 11)	
本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第三号（法第八条の27関係）で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。	
しかるに当社において提出義務のある97行政のうち、当該統一様式は59行政に過ぎず、38行政は独自様式となっている（2016年度実績）。	
さらに独自様式化は進む傾向にあり、システムからの自動作成ができず業務効率化に支障が生じている。	
(経団連・企業 6)	
産業廃棄物管理票（以下、マニフェスト）を交付した排出事業者（中間処理業者を含む）は廃棄物処理法第12条の3第7項に基づき、事業場ごとに前年度1年間の交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長への報告が必要であるが、法的様式が定められているにも関わらず、各自治体により、報告様式が異なっているため、各々の事業所で、改めて作成し報告している実態がある。報告書を標準様式として一体にすることで、標準システムによる活用が可能となり、効率化が図れる	
(経団連・企業 29)	